

2021年
合格目標

Registered Customs Specialist

通関士講座 体験入学用テキスト

○基本テキスト(通関業法・実務)

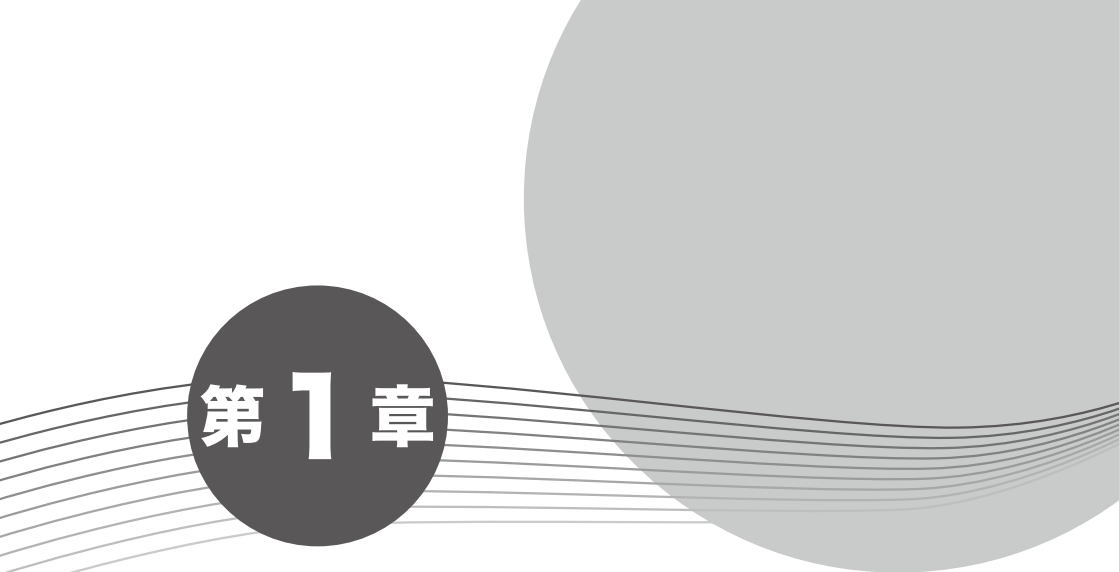
○貨物分類暗記ノート

資格の学校
TAC

これは「基本講義(通関業法・実務)第1回」で使用する教材のコピーです。

※当教材掲載の内容は、2021年合格目標コースのものです。

※実際のテキストはA5版です。



第1章

通関業法の目的と定義

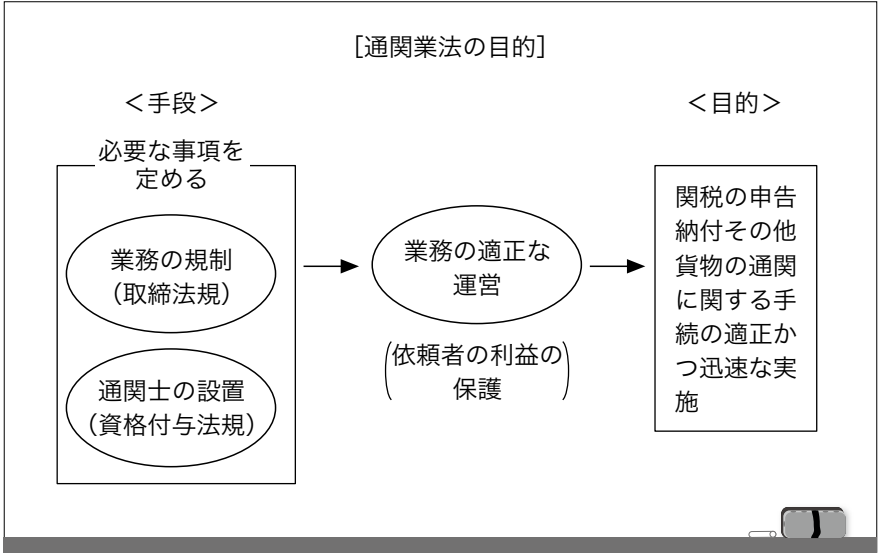
本章では、通関業法の目的と定義について学習する。ここをしっかりと理解することは後の学習に大きく影響するので是非とも頑張ってください。特に通関業法の定義については毎年出題されている重要分野である。

第1節

通関業法の目的 ☆☆☆

貨物の輸出入に際しては、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続が不可欠である。これらの手続は専門的なものであり、知識と経験が必要であることから、輸出入者からの依頼を受けた通関業者が代理、代行して行うのが一般的である。そこで、通関業法においては、通関業者に対して業務上の規制を課し、また通関士の設置等必要な事項を定めることにより、貨物の通関に関する手続を適正かつ迅速に実施していくことを図っている（業法1条）。

なお、通関業法の学習を進めるにあたっては、「依頼者の利益の保護」という観点を忘れないようにしてほしい。通関業者は、あくまでも依頼者に代わって税関等に対する手続を行う者だからである。



条文のポイント 001

通関業法は、通関業を営む者についてその**業務の規制**、**通関士の設置**等必要な事項を定め、その**業務の適正な運営**を図ることにより、**関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施**を確保することを目的とする。

第2節

定義 ☆☆☆

1 通関業務

1. 独占的業務としての通関業務

通関業務は、財務大臣から通関業の許可を受けた通関業者のみが行うことができる独占的業務である（業法2条1号）。この業務の範囲は通関に関する業務のうち中核的な業務に限られている。

また、通関業者は、通関業務のほか、これに関連する「関連業務」を行うことができる。そして、通関業務は通関業者しか行うことができない通関業者の独占的業務であるが、関連業務は通関業者以外の者でも行うことができる。通関業法において規制の対象となるのは、原則として通関業務のみであり、関連業務は規制の対象から外されている。

【通関業務】

他人の依頼による次の事務

1 手続、行為の代理又は代行

- ① 通関手続の代理
- ② 不服申立ての代理
- ③ 税関官署に対してする主張又は陳述の代行

2 通関書類の作成

2. 通関業務の定義

「通関業務」とは、他人の依頼によってする次の事務をいう（業法2条1号）。

(1) 通関手続等の代理又は代行（2条1号イ）

① 通関手続の代理

関税法その他関税に関する法令の規定により税関官署に対してす

る次に掲げる申告又は申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（通関手続）につき、その依頼者の代理をすることである。

- a 輸出（積戻しを含む。）又は輸入の申告
- b 特例輸入者の承認の申請
- c 船用品又は機用品の積込みの申告
- d 蔵入、移入等の承認の申請
 - (a) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことの承認の申請
 - (b) 保税工場又は総合保税地域における外国貨物の保税作業等への使用の承認の申請
 - (c) 保税展示場へ入れる外国貨物に係る申告
- e 特定輸出者の承認の申請

ここに掲げられているもの以外の手続であっても、輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認を得るまでの間に行われるものは、通関手続に含まれる（基本通達2-2(1)）。

輸入許可前引取承認申請手続は、当然にこの要件を満たすので、通関手続に含まれる。開庁時間外の事務の執行を求める届出については、輸出入等の申告からそれぞれの許可、承認等を受けるまでの間に行われるものに限り、通関業務に含まれる。当該届出が、輸出入申告等の前又は許可若しくは承認の後にされる場合は、通関業務ではない（基本通達2-2(1)参照）。

また、輸出許可後の船名・数量等変更申請手続は、輸出申告の内容に変更を及ぼすこととなる手続であるので、通関手続に含まれる（基本通達2-2(2)）。

② 不服申立ての代理

不服申立ての代理とは、関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立てにつき、その依頼者を代理することである。

不服申立てには、税関長に対する再調査の請求（関税法89条、行政不服審査法5条）と財務大臣に対する審査請求（行政不服審査法2条）とがある。

③ 税関官署に対してする主張又は陳述の代行

通関手続，不服申立てその他関税関係法令に基づく税関官署の調査，検査，処分について，依頼者の利益を擁護する立場から，依頼者に代わって必要な主張，陳述を行うことができるということである。税関官署に対してする主張又は陳述の代行のみが通関業務とされている（業法2条1号イ(3)）。財務大臣に対する主張又は陳述の代行は，通関業務とされていない。

(2) 通関書類の作成

関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又は不服申立てに係る申告書，申請書，不服申立書その他これらに準ずる書類を作成することである（2条1号ロ）。

「その他これらに準ずる書類」には，更正請求書，納付書，過誤納金充当申立書等がある。

また，これらの通関書類の作成に代えて，電磁的記録を作成することも通関業務にあたる。

【通関手続に含まれるものの例】

- ① 関税の減免税関係手続
 - ② 指定地外貨物検査許可申請手続（関税法69条2項）
 - ③ 開庁時間外の執務を求める届出（関税法98条1項）
- （①から③→輸出入申告等と関連し，輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認を得るまでの間に行われるものに限る）
- ④ 輸入許可前引取承認申請手続
 - ⑤ 輸入許可後の修正申告，更正の請求手続
 - ⑥ 輸出許可後の船名，数量等変更申請手続
 - ⑦ 特例申告貨物で輸入の許可後に行われる特例申告

条文のポイント 002

通関業務とは、**他人の依頼**によってする次に掲げる事務をいう。

- 1 次の①から③に掲げる**手続又は行為**につき、その依頼をした者の**代理又は代行**をすること。
 - ① 関税法その他**関税に関する法令**に基づき**税関官署**に対してする次に掲げる**申告又は承認の申請**からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（**関税の確定及び納付に関する手続を含む**。以下「**通関手続**」という）
 - イ **輸出（積戻しを含む）又は輸入の申告**
 - ロ **特例輸入者の承認の申請**
 - ハ 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への**船用品又は機用品の積込みの申告**
 - ニ **蔵入承認、移入承認、総保入承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る申告**
 - ホ **特定輸出者の承認の申請**
 - ② 関税法その他**関税に関する法令**によってされた処分につき、**行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣**に対してする**不服申立て**
 - ③ **通関手続**、**不服申立て**又は**関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述**
- 2 関税法その他**関税に関する法令**又は**行政不服審査法**の規定に基づき**税関官署又は財務大臣**に対して提出する**通関手続又は不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類（「通関書類」。その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む）を作成すること。**

2 関連業務

通関業者は、通関業者の名称を用いて通関業務のほか「関連業務」を行うことができる（業法7条）。関連業務とは、通関業務に先行し、後続し

その他通関業務に関連する業務をいう。関連業務は、通関業務以外の業務であるから、法律上は誰でも行うことができるが、通関業務との関連で、通関業者が関与することが多く、また、通関業者が行うことが合理的・能率的である。そこで、通関業法は、通関業者が当然に関連業務を行うことができることを明確に規定したのである。

ただし、関連業務が道路運送法、港湾運送事業法等の他の法律によって規制されている場合には、それらの規制に従わなければならない（業法7条ただし書）。

【関連業務の例】

- ① 外国貨物運送申告（保税運送の承認申告）
- ② 関税に関する納税申告手続に併せてする消費税に関する納税申告手続
- ③ 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すことの許可申請手続
- ④ 関税の払戻し申請手続
- ⑤ 保税地域許可申請
- ⑥ 輸出差止申立て又は輸入差止申立てに対する意見書提出
- ⑦ 事前教示照会
- ⑧ 不開港出入許可申請
- ⑨ 外国貨物仮陸揚届
- ⑩ 他所蔵置許可申請
- ⑪ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請

通関業務 →通関業者のみが行える

関連業務 →通関業者以外の者も行える※

※ 通関業者は、通関業務と併せて関連業務を行うことができる。また、関連業務を行わず、通関業務だけを行うことも可能である。

条文のポイント 003

通関業者は、通関業務のほか、その**関連業務**として、**通関業者の名称を用いて**、他人の依頼に応じ、**通関業務に先行し、後続し**、その他当該業務に**関連**する業務を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 その他の定義**1. 「通関業」とは**

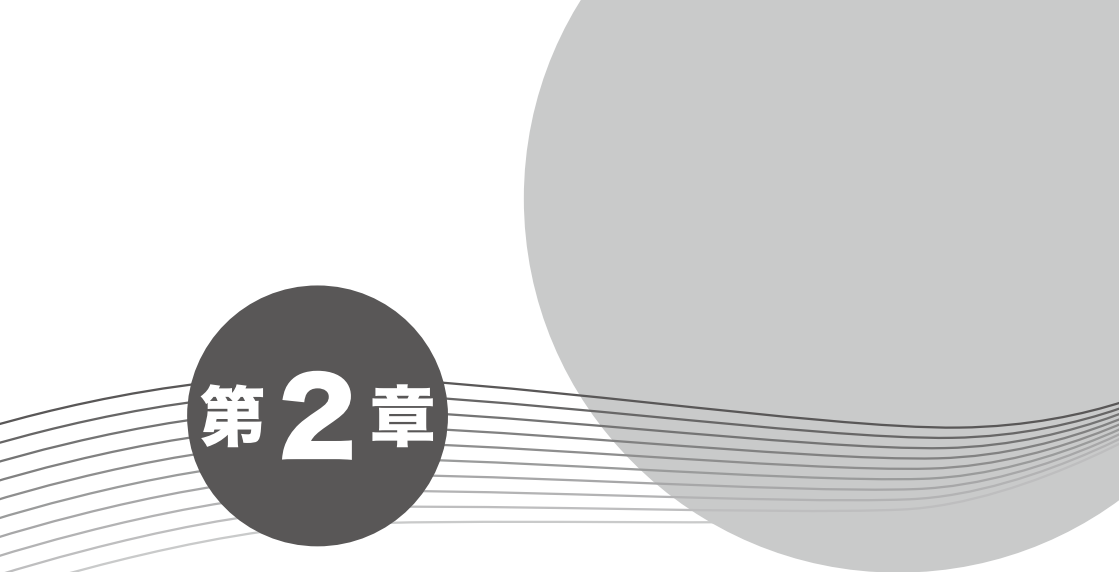
通関業とは、業として通関業務を行うことをいう（業法2条2号）。なお、「業として通関業務を行う」とは、営利の目的をもって、通関業務を反復継続して行う意思をもって行う場合をいう（基本通達2-3）。この場合において営利の目的が直接的か間接的かは問わないものとし、通関業務が他の業務に付帯して無償で行われる場合もこれに該当する。

2. 「通関業者」とは

通関業者とは、通関業務を行うにあたり、業法3条1項（通関業の許可）の許可を受けた者をいう（業法2条3号）。

3. 「通関士」とは

通関士とは、業法31条1項の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう（2条4号）。通関士試験に合格しても、確認を受けなければ通関士ではない。



第2章

通関業の許可

通関業者になるためには財務大臣の許可を受けなければならない、さらに業務を行っていく上では通関業法の規定を遵守しなければならない。本章では、許可制度全般にわたり、その内容を確認していく。

通関士試験においては、通関業法の出題の中核となる分野であり、複数選択式及び択一式で数問出題されるほか、語群選択式でも出題される可能性が高い。

第1節

通関業の許可制 ☆☆☆

Ⅰ 許可の原則

1. 通関業の許可

- (1) 通関業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければならない（業法3条1項）。
- (2) 許可申請に対する処分（許可又は不許可）は、「通関業許可申請書」が税関※に到達してから20日以内にしよう努めることとされている（「標準処理期間」、基本通達3-12(1)）。

※ 通関業の許可に関する財務大臣の権限は、「通関業を行おうとする営業所の所在地を管轄する税関長」に委任されている（施行令14条1項1号）。このため、許可申請書は現実には税関に提出することとなる。試験対策としては、この点はあまり気にしなくともよい。

標準処理期間には、次に掲げる期間を含まない（基本通達3-12(2)）。

- ① 当該申請を補正するために要する期間
- ② 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- ③ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
- ④ 通関業法基本通達6-5(1)ニの方法※により欠格事由の該非を確認するために要する期間

※ 6-5(1)ニの方法（6-5(2)ハ）

業法6条7号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（「暴力団員等」）であること）及び11号（暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること）の欠格事由については、別途通知する方法により都道府県警察に照会して行うものとし、都道府県警察から、これらの号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。

財務大臣は許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するととも

に、許可証を交付する（業法3条4項）。この公告は、許可をしたときにのみ行われるものであり、許可をしなかったときは行われない。

また、通関業の許可に際しては、登録免許税が課される。通関業の許可をしたときは、税額、納付の期限（許可の日から20日を経過する日）等を記載した通知書を、納付書とともに許可を受けた者に送達する（基本通達3-10(1)）。

2. 許可の条件

財務大臣は、通関業の許可に条件を付することができる（業法3条2項）。条件は原則として許可の際に付されることとなっており、条件の内容は許可証に明記される（基本通達3-1, 3-2）。

通関業の許可に付することのできる条件は、通関業法の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない（業法3条3項）。具体的には、次の2つに限定されている（基本通達3-1）。

【許可の条件】	
通関業法の目的を達成するために必要な最少限度	
↓	
条件の種類	効果
① 貨物の種類の限定	通関士設置義務を免除
② 許可の期限	許可に期限

① 取り扱う貨物の種類の限定

原則として、申請者から、その通関業務に係る取扱貨物を一定の種類のもののみに限る旨の申請があった場合に限り付される（3-4）。この条件が付された場合には、通関士の設置義務が免除される。

② 許可の期限

営業の状態等について追跡又は監視を必要とする次の場合に限り付するものとし、その期限は、次の(1)から(3)のそれぞれに掲げる期間とされている（3-5）。

【許可の期限の条件が付される場合とその期限】

営業の状態等について追跡又は監視を必要とする次の場合のみ

- (1) 通関業の許可を**新規**に行う場合であって、資産内容及び収支の状況、通関業務経験者の有無等を勘案して許可期限を付する必要があると認められる場合→**3年**
- (2) 業法 34 条 1 項（通関業者に対する**監督処分**）の規定により通関業者に対し通関業務の**停止**を命じた場合→**2年**
- (3) 既に付した条件による許可の期限を**延長**する必要がある場合→**2年**

貨物限定の条件が、原則として申請者の申請に基づいて付されるのに対して、許可の期限の条件は、申請を待つことなく、財務大臣の判断により付される。また、許可の期限の条件が付された場合であっても、許可期限の到来前に条件付与の必要性がなくなったと認められる通関業者については、その時点において速やかに当該条件は解除される（3-6(3)）。

貨物限定の条件が付された場合には、通関士の設置義務が免除されるが、許可の条件として期限が付されたとしても、通関士の設置義務が免除されることはない。

3. 許可の条件の変更手続き

貨物限定の条件を変更しようとする場合は、「許可等条件変更申請書」に許可の申請に準ずる添付書類を添えて提出しなければならない。許可期限の変更申請は認められない（基本通達 3-6, 3-7）。

2 許可の例外

弁護士法の規定に基づき弁護士が行う職務又は弁護士法人が行う業務については、許可制度を適用しない（3条5項）。すなわち、弁護士がその職務として又は弁護士法人がその業務として税関長又は財務大臣に対する不服申立ての代理をする場合には、通関業の許可を受けることを要しない

こととされている。

ただし、弁護士または弁護士法人が、通関業法2条1号イ(1)に規定する輸出入の申告等の通関手続の代理をすることは、その職務または業務とはされていない。

また、弁理士が弁理士法の規定により通関業務を行う場合には、通関業の許可を受けることを要しないこととされている（3条5項）。

条文のポイント 004

- 1 通関業を営もうとする者は、**財務大臣の許可**を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、許可を行う際に**条件**を付することができる。ただし、条件は、**通関業法の目的を達成するために必要な最少限度**のものでなければならない。
- 3 財務大臣は、許可をしたときは、**遅滞なく**、その旨を**公告**するとともに、許可を受けた者に**許可証**を交付する。
- 4 **許可の制度**は、弁護士法の規定により**弁護士が行う職務**若しくは弁護士法人が行う業務又は弁理士法の規定により**弁理士が行う業務**若しくは特許業務法人が行う業務（一定の事務に係るものに限る）については、**適用しない**。

第2節

許可申請手続 ☆☆☆

通関業の許可を受けようとする者は、一定事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない（業法4条1項）。また、許可申請を行う際には一定の書面を添付しなければならない（4条2項，施行規則1条）。財務大臣は、提出された許可申請書と添付書面によって、許可を与えるか否かを判断していくのである。

許可の申請者は、通関業を営もうとする個人または法人である。そして、法人にあっては、当該法人の代表者の名をもってすることとされている。

記載事項の中で特に注意すべき点としては、通関士の数を記載する必要はあるが、その氏名等は記載しなくてよいこと、取扱貨物については一定のものに限られる場合にのみ記載するということである。

条文のポイント 005

1 許可申請書

通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその役員の氏名及び住所
- ② 通関業務を行おうとする営業所の名称及び所在地
- ③ 営業所ごとの責任者の氏名及び置こうとする通関士の数
- ④ 通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類
- ⑤ 通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類

2 添付書面

許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他以下の①から⑦に掲げる書面を添付しなければならない。

- ① 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書（法人の場合には、その定款、登記事項証明書並びに役員の

名簿及び履歴書)

- ② 申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員）が6条1号，3号から9号まで及び11号（条文のポイント007（許可の欠格事由）の①，③から⑨及び⑪）のいずれにも**該当しない旨**のこれらの者の**宣誓書**
- ③ 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）が6条2号に掲げる者（**破産手続開始の決定**を受けて復権を得ない者）に**該当しない旨**の**官公署の証明書**又はこれに代わる書面
- ④ **通関士**となるべき者その他の通関業務の**従業者**（申請者が法人である場合における通関業務を担当する**役員**を含む）の**名簿**及びこれらの者の**履歴書**
- ⑤ 申請者が通関業以外の事業を営んでいる場合には、**その事業の概要、規模及び最近における損益の状況を示す書面**
- ⑥ 年間において取り扱う見込みの**通関業務の量及びその算定の基礎**を記載した書面
- ⑦ その他参考となるべき書面※

※ 次に掲げるものをいう（基本通達4-2(7)）。

イ 営業明細書

ロ その他、許可の基準に適合するかどうかを審査するために税関長が特に必要と認める書類

第3節

許可基準と欠格事由 ☆☆☆

1 許可基準

財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならないとされている（業法5条）。許可又は不許可の判断が恣意的なものにならないよう、明確な判断の基準を規定したものである。

なお、許可を受ける際の規定には、適合しなければならない「許可基準」のほか、適合してはならない「欠格事由」が存在し、両方の要件を満たすことが必要である。欠格事由については、次の2で述べる。

1. 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること（5条1号）

「通関業の経営の基礎が確実であること」とは、申請者の資産内容が充実し、収支の状況が健全であり（申請者に繰越欠損金がなく、当期利益がある）、かつ、通関業務を営むための必要な設備が整っていると認められることをいう（基本通達5-1(1)）。

申請者に繰越欠損金がある場合であっても、繰越欠損金が資本金の範囲内であり、直近2期の決算が黒字であって、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれる等税関長[※]が特に支障がないと認めた場合には、「収支の状況が健全である」と認めることができる（5-1(1)）。

※ 財務大臣の権限の一部（事実上ほぼ大部分）は、税関長に委任されている（業法40条の3、施行令14条）。個別具体的な手続のすべてを財務大臣が実際に行うことには無理があるためである。基本通達は個別具体的な手続の方法を規定しているので、条文（通関業法、通関業法施行令、通関業法施行規則）上「財務大臣」を主体として規定している場合であっても、「（委任を受けた）税関長」を主体として記述していることが多い。権限の委任については第6章のAdvanced Studyで述べるが、通関士試験対策としてはあまり気にする必要はなく、「財務大臣」の権限として覚えておけばよい。

2. 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること（業法5条2号）

- (1) 「人的構成に照らして」とは、許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業者全体の人的資質に関する評価をいうほか、全体として、組織体制が確立しているかどうかの評価をも含む（基本通達5-2(1)）。
- (2) 「適正に遂行することができる能力を有する」とは、次の①から④に該当するような場合をいう（5-2(2)）。
 - ① 許可申請者（法人である場合には、その役員）、通関士及びその他の通関業務の従業者の人的資質が優れていること（例：過去に業法及び関税に関する法令の違反がない等法令遵守の意識が高い）
 - ② 許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の通関業務の従業者が通関業に関し十分な知識（例：業法及び関税法その他関税に関する法令に関する知識）及び経験（例：通関士又は従業者として通関書類等の作成や通関士の審査等の実務経験）を有していること
 - ③ 管理監督体制が確立していること（例：法令遵守のための社内管理規則を整備している）
 - ④ 通関業務の種類及び量並びに通関士その他の通関業務の従業者の通関業務経験年数に照らし、通関士その他の通関業務の従業者の配置が適切に行われていること

3. 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、業法13条（通関士の設置）の要件を備えることとなっていること

通関業を営む営業所については、原則として通関士を置かなければならない（業法13条1項）。したがって、通関業の許可の申請の際には、通関士試験合格者を現に雇用しているか、又は雇用することが、雇用契約等により確実と認められなければならない（基本通達5-4）。単なる見通しだけでは、要件を満たしたことはない。

また、通関業の許可を受けるために、通関士試験合格者を「（現に）雇用していなければならない」という表現は、誤りである。「現に雇用」していなくても、「雇用確実」と認められれば許可を受けることが可能だからである。過去の本試験で何度か出題されているので、注意してほしい。

条文のポイント 006

財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない

- ① 許可申請に係る**通関業の経営の基礎が確実**であること
- ② 許可申請者が、その**人的構成**に照らして、その行おうとする**通関業務を適正に遂行**することができる**能力**を有し、かつ、十分な**社会的信用**を有すること
- ③ 許可申請に係る通関業を営む**営業所**につき、通関業法 13 条（**通関士の設置**）の要件を備えることとなっていること

2 欠格事由

財務大臣は、許可申請者が一定のものに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない（6条）。これは、許可基準を満たしている場合であっても、通関業を行うにふさわしくないと判断される者には許可を与えるのは不適当だからである。欠格事由については、次のように、期間制限との関連で整理しておくのがよい。

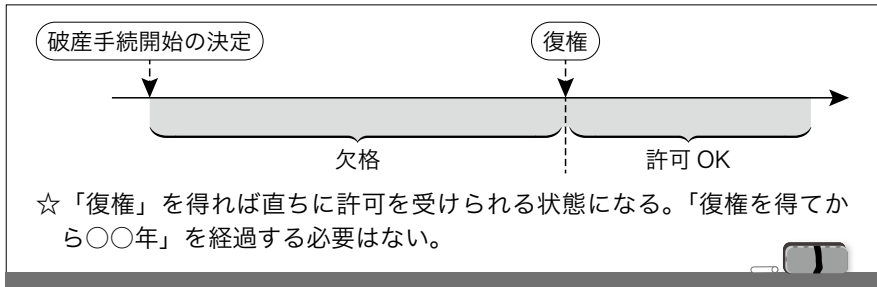
1. 期間制限なし

- ① 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

精神の機能の障害により通関業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう（施行規則 1 条の 2）。

- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

破産手続開始の決定を受けた場合、経済活動について各種の制限を受けるため、通関業の許可を受けることはできない。しかし、復権（破産者の権利の制限を消滅させ、本来の法的地位を回復させる制度）を得たときは、通常的能力を有する者となるので、その後はすぐに通関業の許可を受けることができる。



2. 期間3年（犯罪歴がある場合）

- ① 犯罪名を問わず禁錮以上の刑に処せられた者
 - ② 関税に関する一定の犯罪及び国税・地方税ほ脱罪等により罰金刑に処せられ、又は通告処分を受けた者
 - ③ 通関業法違反により罰金刑に処せられた者
- これらの者は、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しない間は、通関業の許可を受けることができない。

3. 期間2年（一定の処分を受けた場合）

- ① 通関業の許可取消し処分を受けた者又は懲戒処分により通関士として通関業務に従事することを禁止された者
- 通関業の許可取消し処分を受けた者とは、通関業法11条1項1号の規定（偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したこと）により通関業の許可を取り消された者と、34条の規定により財務大臣の監督処分として通関業の許可を取り消された者をいう。許可の取消しについては第4節で、監督処分及び懲戒処分については第6章で学習する。
- ② 公務員で懲戒免職処分を受けた者
- これらの者は、反社会的行為をした者として、その処分を受けた日から2年間通関業の許可を受けることができないものとされている。
- ここにいう「公務員には」、国家公務員又は地方公務員のほか、法令（日本銀行法等）の規定により公務に従事する職員とみなされる者を含む（基本通達6-4）。

[起算日の違い]

- ・ 犯罪歴の場合→**刑の執行を終わった日**（若しくは執行を受けることがなくなった日又は通告の旨を履行した日）から**3年**
- ・ 処分の場合→**処分を受けた日**から**2年**

4. 暴力関係の排除

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法 204 条（傷害）、206 条（現場助勢）、208 条（暴行）、208 条の 2 第 1 項（凶器準備集合及び結集）、222 条（脅迫）若しくは 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者

「暴力関係犯罪」及び「背任罪」で罰金刑→2 年の欠格、と把握しておくといよい。

- ② 「暴力団員等」である者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 2 条 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から「5 年」を経過していない者をいう。

- ③ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

5. 法人の役員について

許可申請者が法人である場合、法人として欠格事由に該当する場合に通関業の許可を受けることができないのは当然である。例えば、破産手続開始の決定を受けた法人や通関業の許可取消処分を受けた法人がこれに該当する。そしてさらに、法人の役員がいずれかの欠格事由に該当する場合にも、当該法人は欠格事由に該当することとなる。「役員」とは、名称は何であれその法人における支配力を持つ者をいうこととされている。

【許可の欠格事由】（業法6条）

	欠格事由
能力（期間制限なし）	① 精神の機能の障害 により 通関業務を適正 に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことが できない者
	② 破産 手続開始の決定を受けて 復権を得ない者
犯罪歴（3年の欠格）	③ 禁錮以上の刑 に処せられた者 ^{※1}
	④ 関税法 に定める 一定の違反行為 ^{※1} 若しくは 国税・地方税を免れる等 の違反行為をしたことにより， 罰金の刑又は通告処分 ^{※2，※3} を受けた者
	⑤ 通関業法違反 により 罰金の刑 ^{※3} を受けた者 ^{※1}
暴力関係の排除	⑥ 暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し，又は刑法204条（傷害），206条（現場助勢），208条（暴行），208条の2第1項（凶器準備集合及び結集），222条（脅迫）若しくは247条（ 背任 ）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し， 罰金の刑 ^{※3} に処せられ，その刑の執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から 2年 を経過していない者であるとき
	⑦ 暴力団員 又は暴力団員でなくなった日から 5年 を経過していない者（ 暴力団員等 ）であるとき
処分（2年の欠格）	⑧ 通関業の許可を取り消された者 又は通関業務に従事することを 禁止 された者
	⑨ 公務員で懲戒免職処分を受けた者 ^{※1}
	⑩ 法人 であつて，その 役員 のうちに①から⑨のいずれかに該当する者がある場合
	⑪ 暴力団員等 によりその 事業活動を支配 されている者であるとき

※1 起算日について

③及び⑤は，「刑の執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつてから3年」，④は「刑の執行を終わり，若しくは刑の執行を受けることがなくなつ

た日又はその通告の旨を履行した日から3年」、⑧及び⑨は「処分を受けた日から2年」が欠格となる。

※2 通告処分等

税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額等を税関に納付すべき旨を通告しなければならない（関税法146条1項）。また、犯則者が通告を受けた場合において、20日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない（147条1項）。

(注) 上記②の欠格事由については、施行規則1条3号に規定する官公署の証明書として、市区町村長の証明書により確認を行う。①、③～⑨及び⑪の欠格事由については、施行規則1条2号に規定する宣誓書により確認する（基本通達6-5(1)、(2)）。

※3 ④～⑥の欠格事由に該当することとなる場合

行為者としてこれらの罰条に該当して罰金刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合をいい、両罰規定（関税法117条、業法45条）の適用により罰金の刑に処せられ、又は通告処分に付された場合は含まれない（基本通達6-2）。

上記の表④の「関税法に定める一定の違反行為」とは以下のものである。

- ① 輸出してはならない貨物の輸出（108条の4）
- ② 輸入してはならない貨物の輸入（109条）
- ③ 輸入してはならない貨物の蔵置、運送（109条の2）
- ④ 偽りその他不正の行為により関税を免れる等（110条）
- ⑤ 無許可輸出入、偽った申告をし、又は偽った書類を提出して貨物を輸出入等（111条）
- ⑥ ①から④に係る貨物の運搬等（112条）

【「刑」の重さ】

懲 役 > 禁 錮 > 罰 金 > 拘 留 > 科 料

【3年間の欠格事由となるもの】

- 1 禁錮刑以上の刑……罪名問わず
- 2 罰金刑……① 関税法に定める一定の違反行為
 - ② 国税・地方税等に関する一定の規定に違反した者
 - ③ 通関業法違反

したがって、例えば港湾運送事業法に違反して罰金刑を受けても、欠格事由には該当しない。しかし、通関業法違反で罰金刑を受けた場合には、欠格事由に該当する。

条文のポイント 007

欠格事由

財務大臣は、許可申請者が次のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

- ① 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの（精神の機能の障害により通関業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの
- ④ 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法若しくは、国税通則法若しくは地方税法の規定により

通告処分を受けた者であって、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの

イ **関税法** 108 条の4から112条までの規定

ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中**偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ**、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定

⑤ **通関業法**の規定に違反する行為をして**罰金の刑**に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**3年**を経過しないもの

⑥ **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**の規定に違反し、又は刑法 204 条（傷害）、206 条（現場助勢）、208 条（暴行）、208 条の2 第1 項（凶器準備集合及び結集）、222 条（脅迫）若しくは 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、**罰金の刑**に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**2年**を経過しないもの

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 2 条 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から**5年**を経過していない者（暴力団員等）

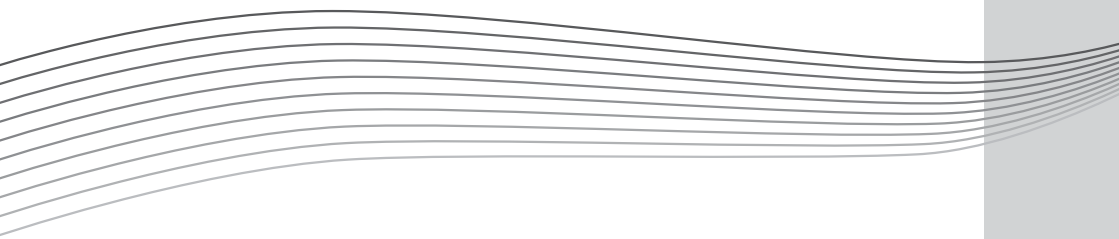
⑧ **通関業の許可を取り消された者又は通関業務に従事することを禁止された者**であって、これらの処分を受けた日から**2年**を経過しないもの

⑨ **公務員で懲戒免職**の処分を受け、当該処分を受けた日から**2年**を経過しないもの

⑩ **法人**であって、その**役員**^{※1}のうちに①から⑨のいずれかに該当する者があるもの

⑪ **暴力団員等によりその事業活動を支配**されている者

※1 いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の**職権又は支配力**を有する者を含む。

A series of approximately ten thin, dark gray wavy lines that flow from the left side of the page towards the right, ending near the center. They have a fluid, undulating appearance.

貨物分類

関税率表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

- 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
- 2(a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。第1部1類から第6部38類までに分類されるものは通常、通則2(a)の規定は適用されない。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。
- 3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るも

のとしてその所属を決定する。

- (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

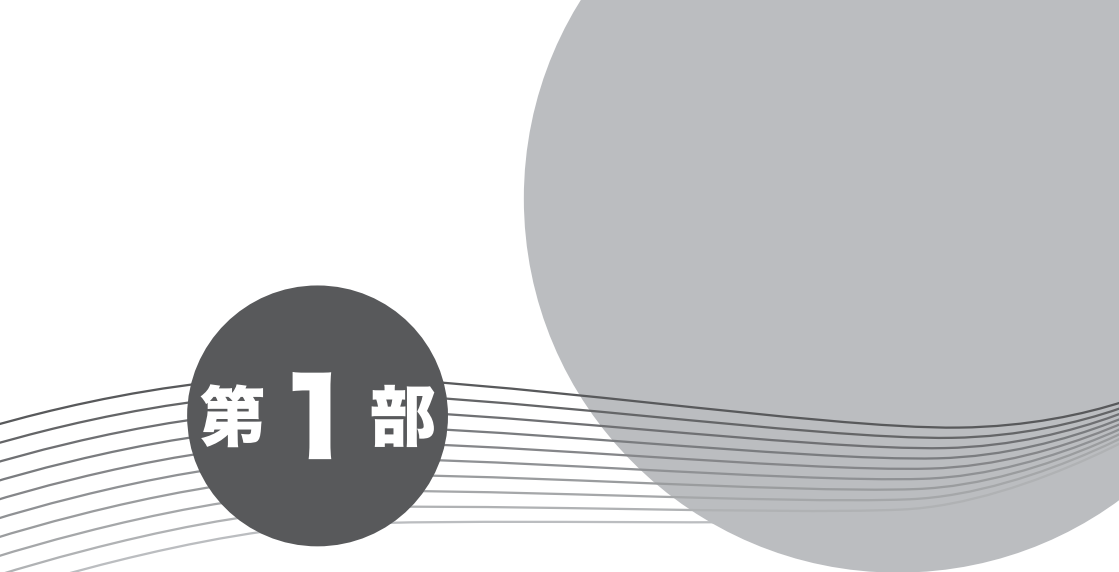
- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

- (b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6 この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考

- 1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
- 2 この表の税率の欄において、割合をもって掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。
- 3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格とする。
- 4 この表において「%」は、百分率を表すものとする。
- 5 第77類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となっている。



第 1 部

動物（生きているものに限る。）
及び動物性生産品

第1部

- この部の属又は種の動物には，文脈により別に解釈される場合を除くほか，当該属又は種の未成熟の動物を含む（部注1）。
- この表において乾燥した物品には，文脈により別に解釈される場合を除くほか，脱水し，水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む（部注2）。

第1類 動物（生きているものに限る。）**ランクA**

生きている動物のうち、ほとんどのものが、この類に含まれる。3類(魚、甲殻類等)との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
哺乳類（牛，豚，羊，くじら，いのしし，犬，馬，しま馬，やぎ等）	いせえび うなぎ
鳥類（鶏，あひる，七面鳥等）	たこ（以上，3類）
爬虫類（かめ，ワニ等）	培養微生物（30.02 項）
両生類（かえる等）	巡回サーカス又は巡回動物園用の動物（95.08 項）
昆虫（みつばち等）	
（以上，いずれも生きているもの）	

ここに注目

- ① 魚等（3類），培養微生物（30類），巡回サーカス，巡回動物園又は巡回劇場の設備である動物（95類）を除くほか，すべての動物（生きているものに限る）を含む（注1(a),(b),(c)）。
- ② 1類及び2類において，馬には，しま馬を含まない。
- ③ 1類から16類までにおいて，牛には水牛を含み，豚にはいのししを含む。

第 1 部

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
01.01			馬, ろ馬, ら馬及びヒニー (生きて いるものに限る。)						Live horses, asses, mules and hinnies:
01.02			牛 (生きているものに限る。)						Live bovine animals:
01.03			豚 (生きているものに限る。)						Live swine:
01.04			羊及びやぎ (生きているものに限 る。)						Live sheep and goats:
01.05			家禽 (鶏 (ガルス・ドメスティ クス), あひる, がちょう, 七面鳥 及びはろほろ鳥で, 生きているもの に限る。)						Live poultry that is to say, fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , ducks, geese, turkeys and guinea fowls:
01.06			その他の動物 (生きているものに限 る。)						Other live animals:

第2類 肉及び食用のくず肉

ランクA

食用の肉等について規定している。16類(肉等の調製品), 15類(油脂等)との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
冷凍した牛肉 冷蔵の牛タン 生鮮の牛の肝臓 塩蔵した豚肉 くん製の鳥肉 豚の筋肉層のない脂肪 家きんの脂肪	食用に適しない肉 (5類) 牛の胃 (5類) 調製した肉 (16類) ソーセージ (16類) 豚脂 (ラード等) 家きん脂 (以上, 15類)

ここに注目

- ① 次の物品を**含まない**。
- (a) 02.01 項～02.08 項及び02.10 項の物品 (2 類の物品のうち02.09 項以外のもの) で, **食用に適しないもの** (注1(a))
- (b) 動物の**腸, ぼうこう及び胃** (→5類) (注1(b))
- (c) 動物の**血** (→5類又は30類) (注1(b))
- (d) 02.09 項の物品 (家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪で, 溶出その他の方法で抽出してないもの) を**除く動物性脂肪** (→15類) (注1(c))
- ② **食肉** (2類) と**肉の調製品** (16類) は, **加工の程度**で分類が異なる。

2類	16類
生鮮 冷蔵 冷凍 塩蔵, 塩水漬け ^{※1} , 乾燥, くん製	調製等 ・加熱調理 (煮る, 焼く, 蒸す) ・食酢により保存に適する処理 その他, 左記以外の処理

※1 砂糖又は砂糖の水溶液を軽くふりかけた肉及びくず肉もこの類に属する。

※2 くず肉には, 別段の定めがあるものを除くほか, 臓器を含む (備考1)

第3類 魚並びに甲殻類，軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

ランクA

魚，甲殻類等を規定している。1 類（動物）との比較が特に重要であり，できる限り具体例を覚えた方がよい。

含まれるもの	含まれないもの
観賞用の魚	←→食用に適しない状態の生きていない魚，甲殻類，軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（5 類）
くん製の魚，甲殻類，軟体動物， その他の水棲無脊椎動物 冷凍のえび うなぎ 生きているかたつむり あじのフィレ 塩蔵のあさり なまこ（乾燥したもの，塩蔵したもの） 生きているたこ	←→調製した魚，甲殻类等（16 類） キャビア，魚卵から調製したキャビア代用物（16 類）
殻付きの甲殻類（蒸気又は水煮による調理をしたもの） 魚，甲殻類，軟体動物，水棲無脊椎動物の粉，ミール，ペレット（食用に適するもの） あわび しらこ 塩蔵した魚の肝臓	←→殻を除いた甲殻類（蒸気又は水煮による調理をしたもの）(16 類)

ここに注目

- ① 甲殻類→いせえび, えび, ロブスター, シュリンプ及びプローン, かに等
- ② 軟体動物→かき, い貝, はまぐり, いか, たこ, かたつむり等
- ③ その他の無脊椎動物→うに, くらげ, なまこ等
- ④ この類には, 生きているもの, 生鮮, 冷蔵, 冷凍, 乾燥, 塩蔵, 塩水漬け, くん製のものが含まれ, 原則として加熱調理したものは含まない。

ただし, くん製の際に, またはくん製の前に加熱による調理をしたものはこの類に含まれる (03.05 項, 03.06 項, 03.07 項, 03.08 項)。

※ペレットとは, 直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。(類注2)

番 号 No.	統計 細分 Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.06			甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水素による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。))並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)						Crustaceans, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked crustaceans, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; crustaceans, in shell, cooked by steaming or by boiling in water, whether or not chilled, frozen, dried, salted or in brine; flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption:

第4類 酪農品，鳥卵，天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 ランクA

酪農品等を規定している。各類との比較で出題される可能性があり，表題と代表的な品目については押えておく必要がある。

含まれるもの	含まれないもの
卵黄	卵白 (35 類)
鳥卵	
ミルク	アイスクリーム (21 類)
クリーム	
ヨーグルト	
チーズ	マーガリン (15 類)
バター	
バターミルク	人造はちみつ (17 類)
天然はちみつ	
ホエイ	乳幼児用の粉ミルク (19 類)
脱脂粉乳	

ここに注目

- ① ミルク及びクリーム，バター，ヨーグルト等の調製品は，19類に属する。
- ② 鳥卵は，殻の有無により所属が異なるが，いずれもこの類に属する（04.07 項，04.08 項）。
- ③ ミルク及びクリームの所属決定要件は，脂肪分の含有量である。
- ④ バター→乳脂肪分が全重量の 80%以上 95%以下で，無脂乳固形分が全重量の 2%以下であり，かつ，水分が全重量の 16%以下のものに限る（注 2(a)）。

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
04.01			ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）						Milk and cream, not concentrated nor containing added sugar or other sweetening matter:
0401.10			脂肪分が全重量の 1 % 以下のもの						of a fat content, by weight, not exceeding 1%:
0401.20			脂肪分が全重量の 1 % を超え 6 % 以下のもの						Of a fat content, by weight, exceeding 1% but not exceeding 6%:
0401.40			脂肪分が全重量の 6 % を超え 10% 以下のもの						Of a fat content, by weight, exceeding 6%:
04.07									
0407.00			殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）						Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked:
04.08			殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）						Birds' eggs, not in shell, and egg yolks, fresh, dried, cooked by steaming or by boiling in water, moulded, frozen or otherwise preserved, whether or not containing added sugar or other sweetening matter:

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

ランクB

この類に含まれるものは、「食べられないもの」と覚えておくとよい。

含まれるもの	含まれないもの
食用に適しない肉・魚・甲殻類 牛の腸	←→ 食用肉（2類） ←→ 羊の腸を加工してできた楽器用の弦（92類） テニスラケットのガット（42類）
彫刻用の骨 原皮くず さんご 人髪 動物の血液 ブラシ製造用の豚毛 羽毛（加工してないもの） 羽毛皮（加工してないもの） アイボリー かめの甲	←→ 動物の標本（97類） ←→ 原皮（41類） ←→ 天然又は養殖の真珠（71類） ←→ かつら（67類） ゼラチン（35類） 毛皮のコート（43類）

ここに注目

- ① **人髪**は、加工※1してないものに限り、この類に属する(05.01項)。

※1 例えば、細かくし、染色し、漂白し、カールし、又はいれげ、かつら等の製造のために調製すること、及び毛の向きをそろえることをいい、毛を長さにより選別すること、平行にそろえることは加工にあたらぬ(注2)。

- ② **動物の腸、ぼうこう、胃及び血は、食用であるかないかを問わず、この類に属する**(注1(a))。ただし、予防用又は診断用に調製した動物の血は、30類(医療用品)に属する。

- ③ 象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及び**すべての動物の歯**は、**アイボリー**とする(注3)。

アイボリー、かめの甲、さんごは加工してないもの及び単に形に整えたものに限り第5類に分類し、特定の形状に切ったものは含まない(→96類)

- ④ **ほうき又はブラシ製造用に結束し又は房状にした獣毛で、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために些細な加工のみを必要とするものを含まない**(注1(d))。(→96類)。

- ⑤ **原皮、毛皮を含まない**(注1(b))。(→41類、43類)

第 1 部 確 認 問 題

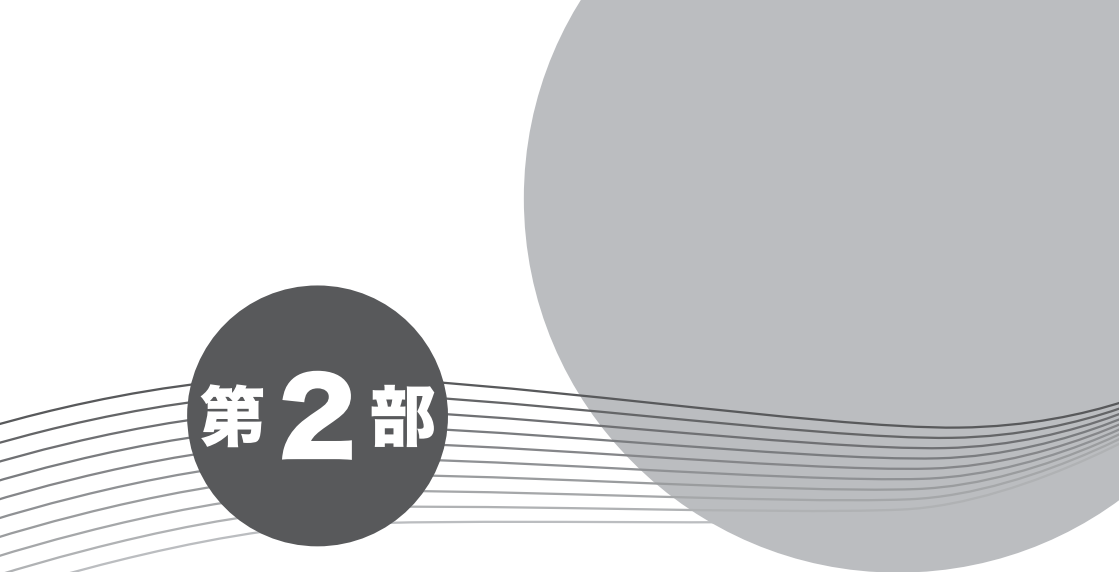
- 1 巡回サーカスに使用される動物で、生きているものは第1類（動物（生きているものに限る））に分類される。
- 2 第1類（動物（生きているものに限る））には、哺乳類、鳥類、魚、爬虫類、甲殻類及びその他の水棲無脊椎動物を含む生きた動物を含む。
- 3 くん製した牛肉は、第2類（肉及び食用のくず肉）に属する。
- 4 牛の舌と牛の胃は、同じ類に分類される。
- 5 第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）の魚には、生きていない魚で、食用に適しない種類又は状態のものは含まない。
- 6 第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）に分類される冷蔵のサバをフィレにし冷凍したものは第3類に分類される。
- 7 水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類に分類する。
- 8 くん製したいかは、第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）に属する。
- 9 ミルクの所属決定要件は、脂肪分の含有量である。
- 10 卵白及び卵黄は、第4類（酪農品等）に属する。
- 11 動物の原皮は、第5類（動物性生産品）に属する。
- 12 予防用又は診断用に調製した動物の血は、第5類（動物性生産品）には含まれない。
- 13 象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、第5類の注の規定により、アイボリーとする。

解 答

1-×, 2-×, 3-○, 4-×, 5-○, 6-○, 7-○, 8-○, 9-○, 10-×, 11-×,
12-○, 13-○

解 説 (以下, ×のものについて解説します)

- 1 巡回サーカスに使用される動物で, 生きているものは95類(がん具, 遊戯用具等)に分類される。
- 2 魚, 甲殻類, 水棲無脊椎動物は, 1類ではなく, 3類(魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物)に分類される。
- 4 牛の舌は2類(肉等), 牛の胃は5類(動物性生産品)に分類される。
- 10 卵黄は4類(酪農品等), 卵白は35類(たん白系物質等)に分類される。
- 11 動物の原皮は41類(原皮及び革)に分類される。



第2部

植物性生産品

第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎，根その他 ランクC
これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

生きている樹木その他の植物等を規定している。食用のものは含まれないと考えておけばよい。

含まれるもの	含まれないもの
チューリップの球根 接ぎ木してあるばら 切花（花束用又は装飾用） 天然のクリスマスツリー ドライフラワー こけ 植物の葉 盆栽	食用ばれいしょ たまねぎ シャロット にんにく（以上，7類） しょうがの根茎（9類） 香料製造用の花（12類）

ここに注目

- チコリー及びその根（06.01 項）の場合を除くほか，通常，栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし，ばれいしょ，たまねぎ，シャロット，にんにくその他の物品を含まない（注1）。（→7類）

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

ランクA

食用の野菜は、この類に属する。香辛料(9類)、穀粉(11類)、調製品(20類)等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
冷凍したそらめめ(水煮による調理をしたもの)	酢漬けのきゅうり(20類)
とうがらし(乾燥・破碎・粉碎してないもの)	とうがらし(乾燥し、破碎又は粉碎したもの)(9類)
たけのこ	しょうが(9類)
小豆	豆の粉
ばれいしょの塊茎(繁殖用)	ばれいしょの粉(以上、11類)
ベジタブルミックス	
スイートコーン	とうもろこし(10類)
たまねぎ	ひき割り大豆
きのこ(きくらげ、しいたけ等)	飼料用植物(以上、12類)
トリフ	
オリーブ	
にんにく	
なす	
パセリ	
かぼちゃ	
アーティチョーク	
トマト	
かんしょ	
さといも	

ここに注目

① 20類(野菜等の調製品)との比較

生鮮のもの、冷蔵、冷凍、乾燥のもの、 一時的な保存に適する処理※をしたもの	→ 7類
上記以外の方法により調製等をしたもの	→ 20類

※ 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る(07.11項)。

② 冷凍野菜は、調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものが、7類に属する(07.10項)。なお、冷凍する前に塩又は砂糖を加えた野菜も、7類(07.10項)に含まれる(解説)。

③ 生鮮又は冷蔵のたまねぎの所属決定要件は、1kgあたりの課税価格である。

④ とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない(注4)(→09.04項)

⑤ 12.14項の飼料用植物(飼料用の乾草、ルーサン等)を含まない(注1)(→12.14項)

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 (ランクA)

食用の果実及びナット等は、この類に属する。7類の物品とともに、調製品（20類）等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
乾燥したくるみ（殻を除いたもの） 干しぶどう	マロングラッセ ピーナツバター（以上、20類）
オレンジ アーモンド アボカド ココヤシの実 くり ぶどう すいか スウィーティ ドリアン	オレンジジュース（20類） バニラビーンズ コーヒー（以上、9類） ナッツの粉（11類） 落花生（いってないもの）（12類） カカオ豆（18類）

ここに注目

- ① 食用でない果実及びナットを含まない（注1）。
- ② 冷蔵した果実及びナットは、生鮮のものと同一の項に属する（注2）。
- ③ 7類(食用の野菜等)の場合と同様に、生鮮のもの、冷蔵、冷凍、乾燥のもの、一時的な保存に適する処理^{*}をした果実及びナットは8類に、その他の方法により調製又は保存に適する処理をしたものは20類に属する。
^{*} 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る（08.12項）。
- ④ 冷凍果実及び冷凍ナットは、調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない（08.11項）。
- ⑤ 生鮮のバナナ、ぶどう、オレンジ、グレープフルーツの所属決定要件は、輸入の時期である。

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

ランクB)

コーヒー、茶、香辛料はこの類に属することに注意しておく必要がある。
7類（食用の野菜等）、21類（各種の調製食料品）との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
コーヒー コーヒーを含有するコーヒー 代用物 とうがらし（乾燥し、破碎または粉碎したもの） 緑茶 紅茶 ウーロン茶 シナモン（けい皮） ペPPER 丁子の実・花 ナツメグ（肉づく） コリアンダー しょうが うこん カレー粉 サフラン 月けい樹の葉	インスタントコーヒー（21類） コーヒーを含有しないコーヒー 代用物（いったもの）（21類） とうがらし（乾燥・破碎・粉碎していないもの）（7類） 丁子の皮・葉（12類） カフェイン（29類） クベバ（12類）

ここに注目

- ① 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたしょうがを含まない。（→ 20 類）
- ② コーヒーの所属決定要件は、いってあるかどうか及びカフェインをのぞいてあるかどうかである。
- ③ 緑茶及び紅茶の所属決定要件は、1 包装あたりの正味重量である。
- ④ 茶については、香味を付けてあるかないかを問わない（09.02 項）。
- ⑤ 09.04 項から 09.10 項までの物品（各種香辛料）の混合物について
 - (a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する（注 1 (a)）。
 - (b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、09.10 項に属する（注 1 (b)）。

第2部

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
09.04			とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥し、破碎し又は粉碎したもの に限る。)及びこしょう属のペッパー ペッパー						Pepper of the genus <i>Piper</i> ; dried or crushed or ground fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the genus <i>Pimenta</i> : Pepper:
			とうがらし属又はピメンタ属の果 実						Fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the ge- nus <i>Pimenta</i> :
09.05			バニラ豆						Vanilla :
09.06			けい皮及びシンナモンツリーの花						Cinnamon and cinnamon-tree flowers :
09.07			丁子(果実、花及び花梗に限る。)						Cloves (whole fruit, cloves and stems) :
09.08			肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 肉ずく						Nutmeg, mace and cardamoms: Nutmeg:
			肉ずく花						Mace :
			カルダモン類						Cardamoms :
09.09			アニス、大ういきよう、ういきよう、 コリアンダー、クミン又はカラウエ イの種及びジュニパーベリー コリアンダーの種						Seeds of anise, badian, fennel, coriander, cumin or caraway; juniper berries: Seeds of coriander:
			クミンの種						Seeds of cumin :
			アニス、大ういきよう、カラウエ イ又はういきようの種及びジュニ パーベリー						Seeds of anise, badian, caraway or fennel; juniper berries :
09.10			しょうが、サフラン、うこん、タイ ム、月けい樹の葉、カレーその他の 香辛料 しょうが						Ginger, saffron, turmeric (curcuma), thyme, bay leaves, curry and other spices: Ginger:
0910.20			サフラン						Saffron:
0910.30			うこん						Turmeric (curcuma) :
0910.91			その他の香辛料 この類の注1 (b)の混合物						Other spices: Mixtures referred to in Note 1 (b) to this Chapter :
0910.99			その他のもの						Other:

第10類 穀物

ランクB

この類では、穀物を規定している。7類（食用の野菜等）、19類（穀物等の調製品）との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
とうもろこし	←→ スイートコーン（7類）
小麦	←→ 小麦粉（11類）
米	いっただけの麦芽（11類）
大麦	いっただけの大麦（コーヒー代用物）（21類）
そば	
オート	

ここに注目

- ① この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂または茎に付いているかないかを問わない）に限り、当該各項に属する（注1(A)）。
- ② **穀の除去**その他の加工をした**穀物**を**含まない**。ただし、玄米、精米、研磨した米、つやだした米、パーボイルドライス及び砕米は、「米」（10.06項）としてこの類に属する（注1(B)）。
- ③ **とうもろこし**には、**播種用**のものを**含む**（10.05項）。
- ④ **とうもろこし**（10.05項）には、**スイートコーン**を**含まない**（注2）。（→7類）
- ⑤ **とうもろこし**の所属決定要件は、**用途**である。
- ⑥ 米と穀物の調製品（19類）は、**調理の有無**で分類が異なる。

第11類 穀粉，加工穀物，麦芽，でん粉，イヌリン及び **（ランクB）**
小麦グルテン

この類では、穀粉を規定している。10類（穀物）、19類（穀粉等の調製品等）との比較が重要である。

含まれるもの		含まれないもの
小麦粉	↔	小麦（10類）
ひき割り穀物・穀物のミール	↔	ひき割り大豆（12類）
いった麦芽	↔	いった麦芽（コーヒー代用物として調製したもの）（21類）
でん粉（調製していないもの）	↔	調製したでん粉（19類）
豆の粉		落花生（いってないもの）（12類）
ばれいしょの粉		コーンフレーク
ばれいしょでん粉		タピオカ（以上、19類）
ナッツの粉末		
コーンスターチ		
バナナの粉	↔	大豆の粉（12類）

ここに注目

- 調製香料及び化粧品類の特性を有するでん粉を含まない（注1(f)）。（→ 33類）

第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 ランクB

この類に属する物品の中では、特に大豆とごまに注意しておく必要がある。7類（食用の野菜等）、10類（穀物）ではなく、「採油用の種」として分類される。

含まれるもの	含まれないもの
落花生（いってないもの）	←→ いった落花生（20類）
マスタードの種	←→ マスタードの粉末（21類）
大豆（大豆の粉も含む）	スイートコーン
ごま	オリーブ（以上、7類）
こんにゃく芋	ココヤシの実（8類）
丁子の皮・葉	寒天（13類）
サフラワールの種・粉末	ピーナツバター（20類）
さとうきび	こんにゃく（21類）
甘草	
播種用の種・果実・孢子	
わかめ	
海草	
穀物のわら	
飼料用の乾草	
脱穀により得られる穀物の殻	
大麻草	
香料製造用の花	

ここに注目

- ① **播種用の種**はこの類に**含まれる**が、播種用のものであっても、次の物品はこの類に**含まれない**（注3）。
 - (a) **豆及びスイートコーン**（→7類）
 - (b) **香辛料**（→9類）
 - (c) **穀物**（→10類）
- ② **大豆は、割ってあるかないかを問わず、この類に属する**（12.01 項）。
- ③ **落花生の所属決定要件は、殻の有無である。**
- ④ **海草その他の藻類は、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り、この類に属する。粉碎してあるかないか、食用のものであるかを問わない**（12.12 項）。
- ⑤ **穀物のわらで清浄にし、漂白し、又は染色したものを含まない。**（→14 類）

第13類 ラック並びにガム，樹脂その他の植物性の液汁 及びエキス **（ランクC）**

この類では，植物性の液汁及びエキスを規定している。本試験ではほとんど出題されていない。

含まれるもの		含まれないもの
オレオレジン（松やに等）	↔	オレオレジン抽出物（33類）
アラビアゴム	↔	天然ゴム（40類）
甘草エキス		チューインガム（17類）
寒天		麦芽エキス（19類）
うるし		コーヒーのエキス（21類）
		しょう脳（29類）

ここに注目

- ① 甘草エキスで，しょ糖の含有量が全重量の10%を超えるもの及び菓子にしたものは含まない（注1(a)）。（→17類）
- ② アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキスは含まない（注1(d)）。（→22類）

第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 ランクC

植物性の組物材料等を規定している。本試験ではほとんど出題されていない。

含まれるもの	含まれないもの
ほうきに使用する植物性材料（未加工のもの） 竹 いぐさ 穀物のわら（清浄にし，漂白し，又は染色したもの） ボタン製造用のナット コットンリンター	ほうき（96 類）

ここに注目

- ① この類には，主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まない（注1）。（→第 11 部）
- ② 木毛（→ 44 類）及びほうき又はブラシ（→ 96 類）製造用に結束し又は房状にした物品を含まない（注2）。
- ③ コットンリンターとは，綿花の種子を覆う細い纖毛のことで，レーヨン等の原材料となる。

第 2 部 確 認 問 題

- 1 冷蔵のたまねぎの所属決定要件は、1 kg あたりの課税価格である。
- 2 スイートコーンは、穀物として第 10 類（穀物）に属する。
- 3 酢漬けのきゅうりは、第 7 類（食用の野菜等）に属する。
- 4 生鮮のぶどうと、それをしぼって得たぶどうジュースは同じ類に属する。
- 5 生鮮のオレンジの所属決定要件は輸入の時期である。
- 6 食酢により保存に適する処理をしたしょうがは、第 9 類（香辛料等）に属する。
- 7 香味を付けた茶は、茶として第 9 類（香辛料等）に分類する。
- 8 第 10 類の米と第 19 類の穀物の調製品は、調理の有無で分類が異なる。
- 9 重量比でライ麦（第 10.02 項）50%とオート（第 10.04 項）50%からなる混合物は、ライ麦に重要な特性があると認められ、第 10.02 項に分類される。
- 10 落花生の所属決定要件は、殻の有無である。
- 11 大豆と、それをしぼって得た大豆油は、同じ類に分類される。
- 12 オリーブは採油用の種として第 12 類（採油用の種等）に分類する。

解 答

1-○, 2-×, 3-×, 4-×, 5-○, 6-×, 7-○, 8-○, 9-×, 10-○, 11-×, 12-×

解 説

- 2 スイートコーンは、7類（食用の野菜等）に分類される。
- 3 酢漬けのきゅうりは、第20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 4 生鮮のぶどうは8類（食用の果実等）、ぶどうをしぼって得たぶどうジュースは20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 6 食酢により保存に適する処理をしたしょうがは、20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 9 重量比でライ麦（10.02項）50%とオート（10.04項）50%からなる混合物は、数字上の配列において最後となる項である10.04項に分類される（関税率表解釈通則3(c)）。
- 11 大豆は12類（採油用の種等）、大豆をしぼって得た大豆油は15類（動物性又は植物性の油脂等）に分類される。
- 12 オリーブは、7類（食用の野菜等）に分類される。

過去問

平成 28 年第 4 問

次の記述は、スイートコーンの分類に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の課税率表（抜すい）を参考にし、正しいものをすべてを選び、その番号をマークしなさい。

これらのスイートコーンはいずれも、問題文に記載された以外の処理はされていないものとする。

- 1 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、冷凍野菜として第 07.10 項に属する。
- 2 天日乾燥した後に、第 11.02 項に定める穀粉の形状にしたスイートコーンは、乾燥野菜として第 07.12 項に属する。
- 3 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、乾燥野菜として第 07.12 項に属する。
- 4 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、その他の加工穀物として第 11.04 項に属する。
- 5 そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは、一時的な保存に適する処理をした野菜として第 07.11 項に属する。

関税率表（抜すい）

第 1 部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

部注

注 2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎

類注

注 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

注3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(b) 第11.02項から第11.04項までに定める形状のスイートコーン

第07.09項	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
第07.10項	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
第07.11項	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
第07.12項	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）

第11類 穀粉，加工穀物，麦芽，でん粉，イヌリン及び小麦グルテン

第11.02項	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
第11.03項	ひき割り穀物，穀物のミール及びペレット
第11.04項	その他の加工穀物（例えば，殻を除き，ロールにかけ，フレーク状にし，真珠形にとう精し，薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ，フレーク状にし又はひいたものに限る。）

解答

正解 1, 3, 4

解説

- 水煮し，冷凍した粒状のスイートコーンは，**07.10項の規定**により07.10項に属する。
- × 天日乾燥した後に，11.02項に定める**穀粉の形状**にしたスイートコーンは，**7類注3(b)の規定**に該当し，07.12項には**属さない**。
- 凍結乾燥した全形のスイートコーンは，**第1部注2の規定**により，07.12項に属する。
- 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは，その他の**加工穀物として11.04項に属する**。
- × そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは，**07.11項の規定**により07.11項には**属さない**。